

道路施設の点検・診断・修繕について

点検・診断の概要

平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、橋梁、トンネル、横断歩道橋、標識等について、5年に1度（5年間で全ての対象施設を点検）、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を以下の4段階に診断しています。



区分	段階	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じてない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じてないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急の措置を講ずべき状態。



診断結果

診断結果は、県民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解頂くため、三重県HPにて公表しています。
<http://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/85735006280-01.htm>

（公表は、法改正を踏まえた点検を開始した平成26年度を初年度とし、点検完了した施設から順次公表しています。）



橋梁



トンネル



横断歩道橋



門型標識

修繕計画

修繕が必要な施設（区分Ⅲの施設）については点検完了後、概ね5年以内に計画的に修繕しています。また、予防保全の観点から、将来的には区分Ⅱの施設の修繕を計画的に実施し、区分Ⅲの施設が発生しないよう取り組みます。

※志摩建設事務所管内に、区分Ⅳ（緊急措置段階）の施設はありません。

